

総社市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第6号

総社市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

総社市立認定こども園条例施行規則（平成27年総社市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前																				
<p>(定員) 第2条 認定こども園の定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>総社市立いじりの認定こども園</td><td>250人</td></tr><tr><td>総社市立きよね認定こども園</td><td>250人</td></tr></tbody></table> <p>(入園区域) 第3条 略 2 教育時間相当利用児の入園区域は、次のとおりとする。ただし、市長が認めた場合は、入園区域外入園をすることができる。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>入園区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>総社市立いじりの認定こども園</td><td>門田, 井尻野, 総社(伯備線以東を除く。), 駅前一丁目, 小寺の一部(※)及び溝口の一部(※)</td></tr><tr><td>総社市立きよね認定こども園</td><td>清音黒田, 清音古地, 清音上中島, 清音柿木, 清音軽部, 清音三因</td></tr></tbody></table> <p>備考</p>	名称	定員	総社市立いじりの認定こども園	250人	総社市立きよね認定こども園	250人	名称	入園区域	総社市立いじりの認定こども園	門田, 井尻野, 総社(伯備線以東を除く。), 駅前一丁目, 小寺の一部(※)及び溝口の一部(※)	総社市立きよね認定こども園	清音黒田, 清音古地, 清音上中島, 清音柿木, 清音軽部, 清音三因	<p>(定員) 第2条 認定こども園の定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>総社市立きよね認定こども園</td><td>250人</td></tr></tbody></table> <p>(入園区域) 第3条 略 2 教育時間相当利用児の入園区域は、次のとおりとする。ただし、市長が認めた場合は、入園区域外入園をすることができる。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>入園区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>総社市立きよね認定こども園</td><td>清音黒田, 清音古地, 清音上中島, 清音柿木, 清音軽部, 清音三因</td></tr></tbody></table>	名称	定員	総社市立きよね認定こども園	250人	名称	入園区域	総社市立きよね認定こども園	清音黒田, 清音古地, 清音上中島, 清音柿木, 清音軽部, 清音三因
名称	定員																				
総社市立いじりの認定こども園	250人																				
総社市立きよね認定こども園	250人																				
名称	入園区域																				
総社市立いじりの認定こども園	門田, 井尻野, 総社(伯備線以東を除く。), 駅前一丁目, 小寺の一部(※)及び溝口の一部(※)																				
総社市立きよね認定こども園	清音黒田, 清音古地, 清音上中島, 清音柿木, 清音軽部, 清音三因																				
名称	定員																				
総社市立きよね認定こども園	250人																				
名称	入園区域																				
総社市立きよね認定こども園	清音黒田, 清音古地, 清音上中島, 清音柿木, 清音軽部, 清音三因																				

改正後	改正前
<p>(1) (※)は、園区図又は実地調査により決定する。</p> <p>(健康管理) 第8条 略 2 略 3 職員は、年<u>1回</u>健康診断を受けるほか、給食に直接従事する者は、毎月検便を受けなければならない。</p> <p>(簿冊) 第10条 認定こども園には、次に掲げる簿冊を<u>備えておかなければならない</u>。</p> <p>(1) 沿革誌 (2) 園児出席簿 (3) 卒園証書授与原簿 (4) 園児検診簿 (5) 園児指導要録 (6) 健康診断票 (7) 保育日誌 (8) 職員名簿 (9) 財産の状況を明らかにする帳簿 (10) 給食に関する帳簿 (11) 消防計画原簿 (12) その他事務処理上必要な簿冊</p>	<p>(健康管理) 第8条 略 2 略 3 職員は、年<u>2回</u>健康診断を受けるほか、給食に直接従事する者は、毎月検便を受けなければならない。</p> <p>(簿冊) 第10条 認定こども園には、次に掲げる簿冊を<u>当該各号に掲げる期間備えるものとする</u>。</p> <p>(1) 沿革誌 <u>永年</u> (2) 園児出席簿 <u>5年</u> (3) 卒園証書授与原簿 <u>永年</u> (4) 園児検診簿 <u>5年</u> (5) 園児指導要録 <u>20年</u> (6) 健康診断票 <u>永年</u> (7) 保育日誌 <u>永年</u> (8) 職員名簿 <u>5年</u> (9) 財産の状況を明らかにする帳簿 <u>永年</u> (10) 給食に関する帳簿 <u>5年</u> (11) 消防計画原簿 <u>永年</u> (12) その他事務処理上必要な簿冊 <u>園長が必要と認める期間</u></p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。